

園芸施設有効活用緊急支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 園芸施設有効活用緊急支援事業(以下「本事業」という。)の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)(以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 高齢化や離農による遊休化ハウスの増加、ハウス整備に係る費用の高騰によるハウス整備の停滞により施設園芸産地の維持が懸念される中、中古ハウスの有効利用等により担い手へのハウスの集積・集約を図ることで施設園芸産地の発展を目指す。

(事業の内容等)

第3条 本事業の事業内容は、別紙1のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。
事業の実施基準については別記に定めるところによるものとする。

(採択基準)

第4条 補助採択基準は、別紙1に定めるところとする。

(事業実施計画等の承認申請)

第5条 要項第3条の事業実施計画書及び要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式及び第2号様式とする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書、要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式及び第2号様式とする。

2 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第1号様式及び第3号様式とする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第7条 要項第9条第1項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第4号様式とする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付を概算払いにより受けようとするときは、規則第16条及び要項第15条の補助金等概算払請求書に別記第3号様式を添付する

(財産の処分の制限)

第9条 要項第17条第1項に規定する期間は、別紙2に定める期間とする。

(事業の推進)

第10条 事業の実施に当たっては、目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第11条 県は必要に応じて事業実施主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。

2 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、災害や管理作業の危険性がないように対策を講じること。

3 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、知事に報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講じるものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月21日から施行し、令和6年3月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月17日から施行する。

別紙1 園芸施設有効活用緊急支援事業内容一覧

事業実施主体	採択基準	補助対象経費	補助率	計画変更申請要件
地域計画の目標地図に位置付けられた担い手等	1 事業実施主体は地域計画の目標地図に位置付けられている担い手であること(見込み含む) 2 品目は施設園芸品目とする 3 対象となるハウスは、園芸品目を栽培するハウスとする	以下の整備に要する経費 1 中古ハウスの移設等 2 ハウスの補修・補強 3 ハウスの仕様変更等	1/3 以内 補助上限額 2,500 千円/10a	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超える増減(ただし、入札による減は除く)

財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	(年)
ハウス移設	中古ハウス	8年
ハウス補修等	ハウス補強施設、筋かい、胴縁パイプ、直管パイプ	8年
附帯設備	温度制御設備(換気設備、サイド巻上げ設備、カーテン設備、換気扇、加温機等)	7年

* その他財産処分の制限期間は農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に定める期間を準用する。

実施希望調査

1 事業内容

	事業実施主体 (氏名)	地域計画地区名	担い手の位置づけ (プルダウン選択)	事業内容 (プルダウン選択)	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	うち附帯設備事業費 (円)	補助金額 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
合計					0	0	0	0	0	0

※事業実施主体の記載順は、①移設 ②補修・補強 ③仕様変更とし、それぞれ事業費が低い順に記載する。

2 市町村による証明

地域計画に位置づけ見込みの担い手については、事業実施年度内に地域計画の担い手として位置付けられることが確実であることを証明する

3 添付資料

①事業実施主体ごとの実施希望調査書、添付資料

②地域計画（担い手の一覧を含む）

4 確認事項

- ① 自己負担分の調達はできるか。
- ② 取得する場合、ハウスの出し手との合意はとれているか。
- ③ 国庫事業を活用して導入されており、かつ処分制限期間内のハウスを借受（譲受）したり、移設、補修等をする場合は、国庫事業の実施者が財産処分等の必要な手続きをとっているか。
- ④ 農業近代化資金等の償還期間内のハウスを借受（譲受）する場合、資金を借りた者が必要な手続きをとっているか。

5 事業実施期間

事業着手日		事業完了日	
-------	--	-------	--

※事業着手日は、交付決定日以降

6 添付資料

要望調査時

- ① 見積書（明細がわかるもの、1者以上）

計画承認申請時

- ② 施設の図面・位置図（補修・補強等箇所、追加部材の使用箇所、仕様変更の前後、施設の設置前・設置後の位置 等がわかるもの）
- ③ 見積書（明細がわかるもの、1者以上）
- ④ 写真（移設前、補修・補強・仕様変更前）
- ⑤ カタログ等（附帯設備含む、規模決定の根拠がわかるもの）
- ⑥ （取得費を計上する場合）取得時の価格がわかるもの、取得年月日がわかるもの（出し手から徴取）
- ⑦ （譲渡を伴う場合）施設の譲渡（貸与）に関する出し手と受け手の覚書の写し（取得費を計上する場合は価格を記載）

交付申請時まで

- ⑧ 見積書（明細がわかるもの、3者以上）
- ⑨ （国庫事業を活用したハウスの場合）財産処分申請等の手続きを行っていることがわかる資料（申請段階で可）
- ⑩ （制度資金を活用したハウスの場合）繰り上げ償還や経営計画変更手続きを行っていることがわかる資料（申請段階で可）
- ⑪ （貸借（売買）した土地に整備する場合）農地中間管理機構を介し、利用権設定をした、（又は手続きを行っている）ことがわかる資料

実績報告時

- ⑫ （精算払の場合）支払いを証明するもの（領収書、通帳の写し等）

7 申し出事項

計画承認申請時

- 私は、本事業による支援を受けてハウスを整備するにあたって、施設園芸共済の加入に努めます。
- 私は、本事業による支援を受けて整備するハウス等について、今後8年以上使用します。

（取得費を計上する場合）

以下の事項を誓約します。

- 私が取得費を支払う相手方は、三親等以外の者です。

（移設を伴う場合）

- 移設先の農地は、確定しています。（自己所有の農地、農地中間管理機構を介し、賃借売買している（またはする予定）の農地）

8 事業完了時確認事項

- 確認年月日 [令和 年 月 日]
- 確認者 []
- 確認立会人 []
- 契約書に記載の資材が導入されているか。型式、数量を確認したか。
- 契約書の図面通りの移設、補修、補強等が実施されているか。
- 契約書やカタログの附帯設備が導入されているか。型式、数量を確認したか。
- 附帯設備が確実に作動するか確認したか。
- 上記に項目で、不適合があった場合、手直し等をさせたか。

事業実施計画・交付申請

1 総括表

事業実施主体 (氏名)	地域計画地区名	担い手の位置づけ (プルダウン選択)	事業内容 (プルダウン選択)	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	うち附帯設備事業費 (円)	県補助金額 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
合計				0	0	0	0	0	0

※事業実施主体の記載順は、①移設 ②補修・補強 ③仕様変更とし、それぞれ事業費が低い順に記載する。

2 添付資料

計画承認申請時

③ 事業実施主体ごとの実施計画書、添付資料

概算払申請・実績書（精算払）

1 総括表

No.	事業実施主体 (氏名)	地域計画地区名	担い手の位置づけ (ブルダウン選択)	事業内容 (ブルダウン選択)	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	うち附帯設備事業費 (円)	交付決定額 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	完了報告 (提出日)	概算払申請額 (1回目) (円)	概算払申請額 (2回目) (円)	実績額		
														事業費 (円)	交付確定額 (円)	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
合計					0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	

※事業実施主体の記載順は、①移設 ②補修・補強 ③仕様変更とし、それぞれ事業費が低い順に記載する。

2 添付資料

実績報告時

- ④ 事業実施主体ごとの完了報告書、添付資料（契約書、完了後の写真等）
- ⑤ 位置づけ見込みの担い手がいる場合：更新された地域計画（担い手の一覧を含む）
- ⑥ 支払がわかるもの（領収書、通帳の写し）

概算払申請時

- ⑦ 契約書の写し、完了後の写真、請求書の写し

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名

令和 年度(20 年度)(補正)園芸施設有効活用緊急支援事業交付決定前
着手承認申請書

令和 年度(20 年度)(補正)園芸施設有効活用緊急支援事業について、別記条件を了知のうえ、交付決定前に着手したいので熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 着手(着工)予定年月日
- 2 完了予定年月日
- 3 補助金等交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。